

建設工事の格付にかかる発注者別評価点について（令和3～6年度分）

帯広市が発注する建設工事のうち、格付を行う工種については、建設業法の規定に基づく客観的審査事項により算定した点数（客観点数）と、発注者別評価点（主観点数）の算定を別に行い、その合計により総合点数を決定しています。

令和3～6年度分の発注者別評価点（主観点数）の算定方法、手続きなどは次のとおりです。
裏面の一覧表についてもご確認ください。

I 格付工種

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事

II 評価項目・点数

各項目に該当するものに対してそれぞれの点数を加点又は減点し、その合計点を発注者別評価点（主観点数）とする。

1 工事施工成績評定値

帯広市又は帯広市公営企業が発注する工事の受注実績があり、直近3ヶ年度における工事施工成績評定の平均値が次のいずれかに該当するもの

○工事施工成績平均値	70点以上75点未満	10点
	75点以上80点未満	20点
	80点以上85点未満	30点
	85点以上	40点

2 帯広市建設工事優良施工業者表彰又は帯広市公営企業建設工事優良施工業者表彰の受賞 直近2ヶ年度において、同表彰を受けたもの。

10点

3 市内に建設業法上の本店又は営業所を有し、次のいずれかに該当するもの

①資格申請の登録が本店であるもの	30点
②資格申請の登録が営業所であるもの	20点

4 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者を雇用し、次のいずれかの基準に該当するもの

①障害者雇用状況の報告義務のある事業主で法定の障害者雇用率を達成しているもの	
②上記①の報告義務のない事業主で同法の基準に該当する障害者を1人以上雇用しているもの	10点

5 帯広市子育て応援事業所に登録しているもの

5点

6 帯広市ブロック除雪業務を請負う除雪業務共同企業体の構成員であるもの

20点

7 帯広市の個人市民税の特別徴収義務があるにも関わらず、これを実施していないもの。マイナス10点

8 帯広市と防災協定を締結しているもの

5点

9 おびひろ救命アシスト事業の協力事業所であるもの

5点

10 帯広市消防団の協力事業所であるもの

5点

11 保護観察所登録協力雇用主の実績があるもの

5点

12 北海道働き方改革推進企業であるもの

5点

13 健康経営優良法人であるもの

5点

III 評価に係る手続き

II4～6 及び 8～13 に係る項目は、申請時に提出する「建設工事格付に関する発注者別評価項目申告書」の内容に応じて加点をする。

IV 申請にかかる基準日

II 1・2 申請する年度の4月1日現在

II 3～13 申請月の初日現在(障害者雇用の報告義務のあるものは、基準日における直近の報告)

発注者別評価項目・点数一覧表

評価項目	点数
<p>●成績評定平均値 (直近3年度の工事施工成績評定の平均値)</p> <p>評定85点以上 評定80点以上 85点未満 評定75点以上 80点未満 評定70点以上 75点未満</p>	<p>+40点 +30点 +20点 +10点</p>
<p>●帯広市建設工事優良施工業者表彰・帯広市公営企業建設工事優良施工業者表彰の有無 直近2カ年度中に1回以上受賞 (※定期申請時は、申請日の属する年度とその前年度中で1回以上の受賞)</p>	<p>+10点</p>
<p>●事業所所在地(資格申請の登録)</p> <p>市内本店 市内営業所</p>	<p>+30点 +20点</p>
<p>●障害者雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率以上あり 又は ・障害者雇用（一人以上雇用）あり (法規定の報告義務が無い事業所) 	<p>+10点</p>
●帯広市子育て応援事業所に登録	<p>+ 5点</p>
●帯広市ブロック除雪JVの構成員	<p>+20点</p>
●個人市民税特別徴収未実施	<p>-10点</p>
●帯広市と防災協定締結	<p>+ 5点</p>
●おびひろ救命アシスト事業協力業者	<p>+ 5点</p>
●帯広市消防団協力事業所	<p>+ 5点</p>
<p>●保護観察所登録協力雇用主実績 (釧路保護観察所に登録され、申請月の初日以前2年間に保護観察対象者等の更生協力実績)</p>	<p>+ 5点</p>
●北海道働き方改革推進企業	<p>+ 5点</p>
●健康経営優良法人	<p>+ 5点</p>